

2 在宅・施設サービスの整備の加速化について（地域医療介護総合確保基金（介護分））

（1）「介護離職ゼロ」に直結する緊急対策について

今般の緊急対策では、約12万人分の在宅・施設サービス及びサービス付き高齢者向け住宅の前倒し、上乗せ整備を支援するとともに、定期借地権の一時金の支援の拡充、介護施設等の合築・併設を行う場合の補助単価の加算新設、空き家を活用した整備を支援するため、地域医療介護総合確保基金の積み増しを行う。（サービス付き高齢者向け住宅は国土交通省予算）

各都道府県におかれては、本緊急対策の趣旨を踏まえ、積極的に介護離職者及び特別養護老人ホーム入所申込者の解消のための追加整備需要を積み上げられたい。

特別養護老人ホームの入所待ちや介護離職については、都市部を含め、全国的に対策が必要な課題であると認識している。今般、将来的に都市部等で高齢者数の増加が著しく、また、用地の確保が難しい等の地域について、より一層介護基盤の整備を支援する必要があることに着目し、緊急対策においては、在宅・施設サービスの整備の支援に加え、特別養護老人ホームの建物所有要件の見直し等を行うこととしており、地域の実情に応じた支援を行うものである。

なお、今回の対応は緊急対策であり、介護離職の防止に効果があると考えられる事業や、国による財政支援により整備促進が期待できる介護サービス基盤の拡充を図るものであり、従来計画による在宅・施設サービス全般のサービス増もあわせて行うこととしており、地域包括ケアシステムの構築に向けた従来からの取組方針を変更するものではない。

（2）平成27年度補正予算（案）について

緊急対策を着実に推進していくため、平成27年度補正予算（案）において、公費ベースで1,382億円、国費ベースで921億円を措置し、以下の事業に対して支援を行うこととしている。

なお、本基金の積み増しに伴う地方負担については、地方財政計画に計上された追加財政需要額の一部により対応することとされているので、了知されたい。

ア 在宅・施設サービスを前倒し、上乗せ整備

緊急対策の約10万人分増については、具体的には、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、特定施設（ケアハウス）、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの在宅・施設サービスを対象として想定している。

※ この他に国土交通省において約2万人分のサービス付き高齢者向け住宅を整備予定としている。

イ 定期借地権の一時金の支援の拡充

施設等用地の確保を容易にし、特養等の整備促進を図るため、用地確保のための定期借地権設定に際して、土地所有者に支払われた一時金（賃料の前払いとして授受されたもの）の支援の対象を以下のとおり拡充する。

※ 定期借地権（50年間）で国有地を始めとした施設用地を借りる場合に、一時金の一部（最大路線価額の1/4以内）を支援。

(ア) 今後需要増が見込まれる「看護小規模多機能型居宅介護事業所」等について、支援対象施設に追加。

(イ) 特別養護老人ホーム等（広域型施設を含む。）を整備する際に他の介護施設や事業所を合築・併設する場合には、当該合築・併設施設等の敷地についても対象面積に追加。

【本体施設】

（現行の定員30名以上の広域型施設）

- ・特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護）
- ・養護老人ホーム

（定員29名以下の地域密着型施設等）

- ・地域密着型特別養護老人ホーム
- ・介護老人保健施設
- ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護）
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所

（今回追加）（定員29名以下の地域密着型施設等）……………（ア）

- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・養護老人ホーム
- ・介護職員等のための施設内保育施設

【合築・併設施設】（本体施設に合築・併設する施設（定員29名以下の地域密着型施設等）……………（イ）

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイ

ウ 介護施設等の合築等支援（加算）の創設

限られた用地で効率的に介護施設の整備を行い、効果的な福祉サービスを提供するため、介護施設等の合築・併設を行う場合に補助単価を加算する制度を新設する。

※ 地域密着型特別養護老人ホームを整備する際に、他の介護施設や事業所との合築・併設を行う場合は、配分基礎単価に0.05を乗じた額を加算。

【本体施設】地域密着型特別養護老人ホーム × 0.05

【合築・併設施設】（定員29名以下の地域密着型施設等）

- ・介護老人保健施設
- ・養護老人ホーム
- ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護）
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所
- ・認知症対応型デイサービスセンター
- ・介護予防拠点
- ・地域包括支援センター
- ・生活支援ハウス
- ・緊急ショートステイの整備
- ・介護職員等のための施設内保育施設

エ 空き家を活用した在宅・施設サービス基盤整備支援（単価の新設）

限られた用地で既存資源を有効活用した整備を推進するため、空き家を改修した在宅・施設サービス基盤の整備を支援する。

※ 空き家を活用して、

- ・認知症高齢者グループホーム
- ・小規模多機能型居宅介護事業所
- ・看護小規模多機能型居宅介護事業所

の整備を行う場合の単価（1施設あたり850万円）を新設。

（3）整備量の見込み方について

基金の国庫協議にあたっては、（1）の緊急対策の趣旨に基づき、各地方自治体における介護離職者や特別養護老人ホームの入所申込者の状況を踏まえた上で、整備の加速化の観点から、整備量を見込んで頂くようお願いする。

また、本会議終了後、できるだけ速やかに（年内目途）市町村向け説明会を開催し、緊急対策の趣旨及び今後の補正予算執行スケジュール等について周知していただくようお願いする。

なお、定期借地権の一時金の支援については、特に用地取得が困難な都市部等に重点的に配分する方針であるので、ご了解願いたい。

（４）平成２７年度基金の都道府県計画について

今般の緊急整備分にかかる平成２７年度基金の都道府県計画の取り扱いについては、別途お示しする予定である。

（５）事業量調査について

本会議後、各地方自治体あてに事業量調査票を発出することとしているので、（３）にご留意の上、指定の期日までに調査票を提出願いたい。

なお、調査票の内容を確認の上、必要に応じてヒアリングを実施する場合もあるので、あらかじめご了解願いたい。

また、平成２８年度当初予算における地域医療介護総合確保基金（介護分）における事業量調査についても、追って発出する予定であるので、併せてご了解願いたい。

なお、平成２７年度補正予算による財政措置は、2020年代初頭までの数年間にわたり介護施設及び在宅サービスを前倒し・上乗せ整備するためのものであり、緊急対策の趣旨に合致するものについては、可能な限り補正予算を積極的に活用されたい。

（６）執行スケジュールについて

現時点で想定している基金の執行スケジュールは以下の通り。

- 12月22日（火）本会議の開催
12月下旬 事業量調査票の発出（1月中旬締め切り）
- 2月下旬 国庫協議書提出
- 3月中旬 内示

（７）その他

- 既存の基金の取り扱いについて
開設準備経費の支援については、施設の開設時のみならず、既存施設を増床する場合においても積極的に活用いただくよう配慮願いたい。